

要保護児童の対策

— 調査・相談・指導で福祉に万全を —

すべての児童は、心身ともに健やかに生まれ、かつ、育成されなければならずこれは、児童の保護者はもちろんのこと、国、県、市町村さらには一般社会人の責務でもある(児童福祉法第一条、第二条)が、特に肢体不自由児、精神薄弱児、重症心身障害児など心身の機能に障害や欠陥をもっている児童、家庭環境に問題があり養護を要する児童、不良行為をし又はするおそれのある児童、保護者の事情で保育に欠ける児童など、いわゆる要保護児童は早期に発見し、適切な保護、指導、治療などの福祉の措置を早急にとることが望まれるのである。

こういった要保護児童に対する措置としては、児童相談所や福祉事務所など、いわゆる第一線の福祉行政機関による調査、相談、指導など福祉の実現が図られるとともに、次のような福祉対策がとられている。

肢体不自由児について

肢体不自由児のうち比較的短期の治療によって、その障害が除去又は軽減できるものには育成医療の給付を行ない、長期の治療等を要するが、家庭事情等で家庭での介護ができない児童に対しては、

肢体不自由児施設(県立松橋療養園、定員二百二十人)に収容し必要な医療、機能訓練、日常生活指導などを行なうほか、国立療養所石垣原病院(別府市所在)に進行性筋萎縮症(ジストロフィー)児の療養委託(十七人)をしている。これらの施設対象児童のうち障害の程度の重度なものに対しては、肢体不自由児施設の中に重度病棟を指定(昨年度十床、本年度十五床を国に協議中)して特別の療育、保護を行なうことにしている。又在宅の重度児童については、特別児童扶養手当が月額千七百円あて支給(受給者現在約百七十人)されている。又、その症状が固定し、身体障害者手帳の交付を受けた児童には、日常生活行動を助けるための補装具を交付したり、修理(年間約百九十九万円)を行なっている。

盲児に対しては盲児施設(一カ所定員三十五人)、ろうあ児童に対してはろうあ児施設(一カ所定員四十五人)、身体虚弱な児童に対しては虚弱児施設(一カ所定員五十人)に収容して適切な保護育成を行ない、又結核児童に対しては医療その他の療育の給付を行なっている。

精神薄弱児について
知能指数がおおむね七十五以下の児童を精神薄弱児というが、県下の精神薄弱

児の数は、就学義務年齢期の児童だけでも約一万三千人と推定(昭和四十年八月一日調査結果による)される。これら精神薄弱児に対しては、精神薄弱児のための療養学校及び特殊学級などの教育設備の充実が図られているほか、精神薄弱児施設九カ所(定員五百六十人)が設置されており、家庭において保護指導することが適切でない精神薄弱児を収容保護し、その生活指導、職業指導などを行ない、社会生活に適應できるようにその助長を図っている。

なお、特に日常生活において常時の介護を要し、社会的適應の困難な重度精神薄弱児であって、家庭事情で家庭での介護ができない児童に対して、本年度県立精神薄弱児施設の肥後学園に、重度精神薄弱児収容棟(定員二十人)を増設し、これらの児童を収容し、その適切な保護育成を図ることにしている。また、家庭で介護されている重度精神薄弱児に対しては、重度の肢体不自由児と同様、特別児童扶養手当が支給(受給者現在約四百六十人)され、その福祉の増進が図られている。

重症心身障害児について

精神薄弱と肢体不自由が重複し、かつ重度の児童を重症心身障害児というが、県下には、このような児童が約四百人いる。これら児童のうち家庭事情で家庭での介護ができない児童に対する施設として、本年二月青北学園(定員六十人)が続いて三月末には、国立療養所再春荘内の重症児収容棟(定員四十人うち本県分十六人)が設置された。また、鹿児島県内の施設であるオレンジ学園に八人の児

童を入所させ、その療育を行なっている。在宅の児童については、四十一年度から児童相談所等の専門職員による訪問指導を行なっている。

養護を要する児童について

孤児、棄児等家庭のない児童、あるいは家庭環境に問題があつて、家庭で養育できない児童に対しては、家庭に代る環境を与え、その健全な育成を図るため、乳児については乳児院(三カ所定員三十五人)に乳児以外の児童については養護施設(十五カ所定員千二百二十人)に入所させ、その養護をするほか、約七十人の児童は、里親委託をしている。

不良行為をし又はするおそれのある児童について

県立の教護院白川学園(定員八十五人)に収容し、これら児童を善良な社会人とするための教護を行なっている。

保育に欠ける児童について

保護者の労働又は疾病により家庭での保育に欠ける児童のために現在保育所三百四十八カ所(定員二万四千二百三十五人)が設置されているが、本年度は、これら保育所整備の充実を図るため、公立十カ所、法人立二カ所の創設、増改築などに対し助成を行なうこととして、国に對して、その補助協議を行なっている。また、これら児童福祉法に基づく保育所の他に、農繁期など季節的に保育に欠ける児童のための季節保育所百カ所に対しその運営費の補助を行なうとともに、へき地における児童のためのへき地保育所三十二カ所に対し運営費の補助を行なっている。(婦人児童課)



— 家庭の日は親子いっしょに楽しく —

> グラビア特集 <

青少年を正しく強く